

令和4年度から使用する
広島市立中等教育学校（前期課程）用
教科用図書に係る選定手順、
選定資料及び申請書等

(様式1)

令和3年8月10日

広島市教育長様
(学校教育部指導第二課)

学校名 広島中等教育学校

校長名 徳丸 憲之

令和4年度中等教育学校(前期課程)用教科用図書選定手順(報告)

月日(曜日)	選定手順の内容
5月31日(月)	<ul style="list-style-type: none">令和4年度使用高等学校・中等教育学校用教科用図書採択事務説明会に出席する。
7月28日(水)	<ul style="list-style-type: none">校長は、校内における令和4年度使用教科用図書選定に係る事務を推進するため「令和4年度使用教科用図書選定委員会」を設置する。校長は、選定委員を委嘱または任命する。校長は、調査員を任命する。選定委員会において、教科用図書選定が適正かつ公正に行われるよう協議し、調査の観点及び視点を決定する。選定委員会は、調査員に教科用図書を調査する観点及び視点を示す。
7月30日(金) ～	<ul style="list-style-type: none">調査員は、選定委員会の依頼に基づき、教科書目録に記載されている教科用図書について、調査研究を行う。
8月2日(月)	<ul style="list-style-type: none">調査員は、調査結果を選定委員に報告する。
8月4日(水)	<ul style="list-style-type: none">選定委員会を開催し、令和4年度使用教科用図書について審議し、その結果を校長に答申する。
8月10日(火)	<ul style="list-style-type: none">校長は、選定委員会からの答申に基づき、令和4年度使用教科用図書申請書を作成する。校長は、広島市教育委員会へ、令和4年度使用教科用図書申請書を提出する。

令和3年 8月10日

広島市教育長様
(学校教育部指導第二課)

学校名 広島中等教育学校

校長名 徳丸 憲之

令和4年度使用中等教育学校(前期課程)用教科用図書選定資料(報告)

1 学校の特徴

本校は、平成26年度に広島県初の中等教育学校として開校し、「高い志を持ち品格を備えたグローバル人材」の育成を学校教育目標に、中高一貫教育校として、生徒の個性・能力を最大限に引き出し、生徒が希望する幅広く多様な進路希望を実現する活力のある学校を目指している。

「リーダーシップの育成」「伝統文化の継承と品格の育成」「知的探究能力を育成する探究活動」「グローバルな視点をもつコミュニケーション能力の育成」からなる「LISIプロジェクト」を教育活動の柱として位置づけ、縦割り行事、剣道の必修や茶道体験、探究活動を通じた論文作成、イングリッシュキャンプ、英語教育研究指定校としての特色ある取組みなど、6年間を見通した教育活動を計画的に実践している。

2 生徒の実態

学校での学習態度は落ち着いており、授業規律は守られている。学習活動だけでなく、部活動や生徒会活動等の自主的な取組みにも意欲的である。前期課程の段階から、系統的な進路指導を行っており、多くの生徒が目標をもって学習に意欲的に取り組んでいる。ほとんどの生徒が前期課程から大学進学を意識した進路目標を持ち、難関大学を目指す生徒も多い。一方で、基礎的基本的な内容の定着に、きめ細やかな指導を必要とする生徒もいる。

3 調査の観点及び視点

	観点	視点
①	基礎・基本の定着	○単元の目標及びまとめの示し方 ○言葉の特徴やきまりに関する事項の扱い方 ○伝統と文化に関する内容の記述
②	主体的に学習に取り組む工夫	○問題解決的な学習を実施するための工夫 ○興味・関心を高めるための工夫
③	内容の構成・配列・分量	○年間の学習内容の見通しのもとせ方 ○単元や資料等の配列 ○系統性と反復性の工夫
④	内容の表現・表記	○挿絵・写真等の活用 ○巻末資料の示し方 ○配色や文字の大きさ等の工夫
⑤	言語活動の充実	○学校図書館機能の活用 ○ねらいに応じた言語活動の設定及びその工夫

(様式3)

令和3年8月10日

広島市教育長様
(学校教育部指導第二課)

学校名 広島市立広島中等教育学校

校長名 徳丸 憲之

令和4年度から使用する中等教育学校(前期課程)用教科用図書申請書

教科名	種目名	発行者の 番号、略称	教科書の 記号、番号	書名	観点の評価				選定	選定の理由	
					基礎基本	学習方法	構成等	表現表記			音読活動
社会	歴史的 分野	2 東書	歴史705	新しい社会 歴史		◎			○	○	生徒が主体的に問題解決的な学習に取り組むことができるよう、身近な地域の歴史について、テーマを決めて諸資料を関連付けながら調査する「地域の歴史を調べよう」を設定し、グループで意見交換して発表する学習活動が例示されている。また、発展的な課題に取り組むことができるよう、「地域の歴史を調べよう」の最後に、学習した内容をより深めるための課題「プラス」を設けている。

(様式4)

広島市立広島中等教育学校前期課程令和4年度使用教科用図書選定委員会規約

(設置)

第1条 広島市立広島中等教育学校前期課程（以下「学校」という。）において使用する教科用図書の選定について審議するため、広島市立広島中等教育学校前期課程令和4年度使用教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 選定委員会は、第3条第1項に規定する委員をもって組織する。

(委員)

第3条 次に掲げる者を委員とする。

- (1) 学校の校長・教頭・事務長・教務情報部担当者
- (2) 保護者代表・学校運営協議会委員・学識経験者
- 2 委員の任命及び委嘱は校長が行う。
- 3 委員の任期は、委員会の開催日から開催年の8月末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、校長とする。
- 3 副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 4 委員長は、会務を掌理し、選定委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選定の内容については、教科用図書を採択する教育委員会の会議が開催されるまで非公開とする。

(調査員)

第6条 選定委員会に、専門の事項を調査させるため、調査員を置く。

- 2 調査員は、学校の教諭のうちから、校長が任命する。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、学校において処理する。

(委任規定)

第8条 この規約に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規約は、令和3年7月28日から施行する。